

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和7年2月26日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和7年平泉町議会定例会2月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開き願います。

本定例会2月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開き願います。

定例会2月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、三枚山光裕議員及び7番、真笹光幸議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会2月会議の会議期間は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第2号及び日程第4、議案第3号の事件案件1件、補正予算案件1件、合計2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、事件案件1件、補正予算案件1件、合計2件につきましてご説明申し上げます。

初めに、事件案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第2号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び平泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

対象施設名、平泉町学習交流施設。

施設の所在地、平泉町平泉字志羅山25番地3。

指定管理期間、令和7年4月1日より令和8年3月31日であります。

指定者、住所、宮城県仙台市青葉区春日町7番32号、パセオビル8階、団体名、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店、代表者名、支店長、唐木俊一。

提案理由であります。令和7年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、引き続き指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、補正予算案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

議案第3号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第10号）でございます。

令和6年度平泉町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,302万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,545万円としようとするものでございます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第2号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについての担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長(千葉数馬君)

それでは、議案第2号、指定管理者の指定に関し議決を求めることにつきまして、資料に基づき説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。

令和元年11月29日にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と締結した指定管理者仮基本協定、本契約は令和元年12月12日となりますが、この指定管理期間が令和7年3月31日をもって終了するため、地方自治法及び平泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づきまして、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年間の指定管理に係る指定管理者を令和6年7月1日から令和6年8月30日まで公募したところでございます。

この公募に関しまして、応募はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店のみでございましたが、教育委員会事務局で試算した金額と提案された金額に大きな乖離がございまして、12月12日まで協議を行ってききましたが、合意に至らず、12月13日不受理としたところでございます。

このことから、令和7年度中に令和8年度から令和12年度までの指定管理者の公募を改めて行うこととし、公募に関する事務を行う期間の令和7年度につきまして、公募によらない指定管理者を選定し、学習交流施設の管理運営を行うものでございます。

1番の選定した指定管理者の候補者につきましては、住所、宮城県仙台市青葉区春日町7-32パセオビル8F、団体名、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店、代表者、支店長、唐木俊一氏でございます。

2番目の申請団体数は、1団体となっております。

3番目の候補者の評価点につきましては、令和7年2月4日開催の指定管理者制度運営委員会におきまして、100点満点中、71.1点と評価を受けました。

なお、最低基準点は60点以上となっております。

4、総合評価・講評につきましては、指定管理者制度運営委員会での評価ですが、受託実績が利用者が増加しており、にぎわい交流拠点としての役割を果たしている。全国各地での経験を生かし、平泉ならではの事業展開を期待する。子育て支援について相談支援の充実を図り、関係機関との連携した支援強化が必要である。利用実態に基づく閉館時間の設定や経費削減等の事業運

営が求められるなどとなっております。

5番目の事業・収支実績等になります。

まず、(1)事業実績でございますが、青少年教育事業の要求水準回数10回に対し、令和4年度は17回、令和5年度は18回になります。町民講座の要求水準回数25回に対し、令和4年度は40回、令和5年度は47回と、いずれも要求水準を満たしているものでございます。

その他の事業につきましては、要求水準回数は設定しておりませんが、資料のとおり、事業の実施を行っております。

資料2ページ目をご覧ください。

(2)利用者数でございますが、令和4年度につきましては、開館が7月1日からとなっておりますので、期間は7月から3月までの実績となります。また、令和6年度につきましては、4月から12月までの実績となっております。

(3)番の収支実績・収支計画でございます。

令和4年度から令和6年度のうち、令和4年度の税抜き実績でございますが、収入、指定管理料5,133万3,000円、その他17万8,000円、本社補填206万1,665円、収入合計5,357万2,665円になります。

支出でございますが、総括管理業務費487万3,234円、維持管理業務費525万9,116円、運営業務費4,344万315円、支出合計5,357万2,665円となります。

次に、令和5年度の税抜きの実績でございますが、収入、指定管理料5,133万3,000円、その他56万2,663円、本社補填118万3,596円、収入合計5,307万9,259円になります。

支出、総括管理業務費295万9,019円、維持管理業務費385万6,005円、運営業務費4,626万4,235円、支出合計5,307万9,259円となります。

令和7年度の見込額といたしましては、収入、指定管理料5,788万3,100円、収入合計5,788万3,100円となります。

支出でございますが、総括管理業務費305万2,807円、維持管理業務費387万円、運営業務費5,096万293円、支出合計5,788万3,100円となります。

なお、令和7年度におきましては、人件費の上昇分と物価高騰分を加味し積算を行い、安定した運営及び利用者へのサービス低下が発生しないよう、また、収入につきましては、指定管理料に多く依存することから、適正人員の確保やさらなる経費削減等に取り組みながら、安定した経営が持続的に行える事業等の実施により、新たな収入源の確保等が図られることを期待するものでございます。

続きまして、経過でございますが、先ほども申しましたが、令和7年度から令和11年度までの指定管理につきまして、指定管理者を令和6年7月1日から8月30日まで公募したところでございます。

応募はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店の1者のみでございましたが、提案された金額と教育委員会事務局で試算した金額に大きな乖離があり、12月12日まで協議を行ってきたところでございましたが、合意に至らず不受理としたところでございます。

このことから、令和7年度中に令和8年度から令和12年度までの指定管理者の公募を改めて行うこととし、公募に関する事務を行う期間の令和7年度を公募によらない指定管理者として、現在指定管理を行っているシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店を指定管理者候補者として指定し、令和7年1月15日、同社から指定管理者指定申請書の提出があったものでございます。

令和7年2月4日に指定管理者制度運営委員会を開催いたしまして、申請者からの申請内容のプレゼンテーションを経て審査要領に基づき審議した結果、指定管理者制度運営委員会委員長から町長宛指定管理者候補者として選定することとした旨の報告をいただいたことから、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店を今回指定管理者候補として選定したものでございます。

本件につきましては、令和7年3月31日をもって学習交流施設の指定管理期間が終了することから、指定管理者の指定に関し議案として提案するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

皆さん遠慮なさっているようなのですが、ご案内のように、この学習交流施設エピカの建設をめぐっては、当初予算が修正可決をされるというような経過を経たり、あるいは建設に当たっての住民に対する十分な理解を得るための説明が不十分ではなかったのかと、このような様々な曲折を経て、最終的に建設にこぎ着けて、第1期の指定管理が今終わろうとしているわけなのですが、私は非常に、今回の扱いというのは異常な事態だというふうに思うのですよ。

それは、5年間の指定管理者の運営について公募をしたけれども1者からしかなかったと。しかも、それがこの学習交流施設の30年間の運営資金の基本を外した内容であったがために、町として12月13日に応募の内容について不受理とすると。こういう扱いをたどってきたという説明が今あったわけなのです。

そこで、さっきの次長の説明では、この令和7年度の指定管理料の中に、人件費の増加分と物価上昇分まで見込んでみると、このように後段のほうで述べられたわけなのですが、少なくとも、この学習交流施設を建設する際に、皆さん方というか、執行側が議会に対して説明した内容、あるいは住民に対して説明した内容の指定管理料というのは税抜き5,000万円、それが税込みで5,600万円弱になっているわけなのですけれども。

この指定管理料の中には、人件費、事業費、光熱水費など10項目の内容が、それに使っているよと決まっていますよね。にもかかわらず、指定管理料の範囲内で事業運営ができないという最大の理由は何だったのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

これまで指定管理料ということで、税抜き5,133万3,000円で、実際に指定管理といいますか、開館したのが令和4年度からということでございます。当初、この指定管理料を積算するに当たりまして、令和元年度にこの金額につきましては積算してきたというようなところがございます。

その後、人件費の最低賃金等の上昇であったり、また、電気料等の高騰分というようなところもございまして、指定管理料の範囲内ではなかなか運営し切れないといったような部分もございまして、本社補填といったような形で令和4年度、令和5年度で、それぞれ本社からの補填を受けながらこれまで運営してきたというような状況でございます。そういった要因で指定管理料の中でなかなかこれまでできてこなかったというようなものではないかと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

どうも私は、言われていることが頭の中にすっと入ってこないのですよ。

皆さんが、学習交流施設を建設するに当たっての指定管理料については、30年間にわたって税抜き5,000万円だという説明して納得させた議決をしたわけですよ。もちろん今答弁にあったように、物価上昇に見合う分、あるいは人件費でいえば、最低賃金制の引上げに伴っての人件費がかかるということもあります。あるいは今、次長言われたように本社から補填されている部分もありますよね。

令和5年度の第1回の運営委員会の会議録を見ますと、運営委員会委員から、収支決算で206万円が赤字になっていると。今後この赤字解消の努力をどうするのだというふうに問われて、それに対して答えているわけですよ、シダックスのほうが。その中では、少なくとも指定管理者として説明に向けた努力をすると、それぞれ言っていますよ、どういう項目についてどういうふうにするということを、会議の中では。

そういうことをやりながら来ているのだけれども、次長、いみじくも言われた人件費の関係でいうと、私たちがこの学習交流施設を建設するときに議決をした条件の中に、条件というかな、町側が示した資料の中に、その当時の職員数は11名でいくと。ただし、9時から21時までの勤務時間という関係もあって、若干人員については見直しが必要だと。こういう記録も残っているわけですよ。

ところが、令和4年度からのこのエピカの運営委員会の中では、一切、町側は人件費の問題について、人員の増員の問題について一切発言していないではないですか。これはどういうことなのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

人員増員に関しましては、施設運営に係りましては、当初は11名といったようなところで進んできたわけですが、こちらの施設の運営におきましては、利用者のニーズに応じたサービスの提供は必要といいますか不可欠であり、そのためには十分な人員体制が求められるのではないかと考えているところでございます。

それで、利用者の増加であったり、多様化するサービスの要求に対応するため、その11人ではなかなか難しいといった提案もございまして、いずれそういったサービスの要求等に対応するため、スタッフの必要数が17名といったようなところでございましたので、そういったところを考慮しながら、人数が必要であると判断して、まずスタッフの人員の増となつてございます。

というようなところでございまして、その11人から確かに17人に増えたというようなところではございますが、その施設内には常時17名がそこに日中常時しているというわけではなくて、1日当たり7、8名が常時して、延べになると17名ぐらいになってくるということで、シフトを組みながら回しているというようなところでございます。

それで、17名といったようなところでございますが、各それぞれのスタッフの役割がそれぞれあるわけではございますが、それぞれの役割を担うといったようなことで、それぞれのニーズに合わせたサービスの要求に対応するため、迅速かつ的確なサービス提供が可能になるのではないかとといったようなことでございます。

これによって、利用者からのある一定の信頼を得られるといったようなこともありますし、あとは施設の運営が円滑に進むことにつながるのではないかとといったような考えから、当教育委員会といたしましては、そういった形でこれまで17名といったところを認めてきたというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

端的に伺いますけれども、それでは何のためにDBO方式で運営をするということを決めたのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

DBO方式を採用したといったところは、やはり民間事業者のノウハウを活用することで、効率的かつ質の高い施設運営が期待できるのではないかとといったようなところで採用したものと認識してございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

この学習交流施設を建設するに当たって、町が住民説明会に使用した資料を改めて眺めてきたのですけれども、エピカの事業運営をDBO方式の事業運営とした目的がその中に書いてあるのですよ。今、次長言われたとおりなのですから、このDBO方式にする目的とその効果について3つ挙げているのですね。1つは、財政の縮減効果だと。2つは、民間による効率的な運営が期待できると。そして3つ目は、加えて民間のノウハウにより提供サービスの向上が見込まれると、こういうことを言ってきたわけですよ。

後でも触れますけれども、令和7年度の指定管理料が6,300万円でしょう、ざっと。そうすると、これを指定管理の審査委員会の中でもどんな議論をされたか伺いたいのですから、少なくとも、町が目的としたこのDBO方式の事業運営というのは、この第1期の結果を見て、そして第2期に向けた令和7年度の指定管理料だけを見ていけば、DBO方式そのものが破綻の始まりとして見えるのではないですか。

そこでお伺いしますけれども、このような状況になって、令和8年度から令和11年度、5年間の新たな指定管理者の公募をすと言っていますけれども、改善策や事前の策づくりについては、どのように取りまとめて令和8年度からの公募を始めるのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

令和8年度以降の指定管理の募集に向けてというようなことで、今回指定管理を公募した際に、応募してきたシダックスさんが1回目の指定管理料といったところで示してきたものと、当町で示した積算した額がかなり開いたというようなところもございますので、その内容をさらに精査しながら、やはり町財政の規模に合ったといいますか、提案のある事業内容等を精査しながら、今後、令和8年度の募集に向けて今後、関係課といいますか教育委員会内でも協議をしながらということで、その事業内容等をさらに精査しながらということで、今後募集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、次長が申し上げましたけれども、今後、まず今回の委託料の提案とこちらで期待していた委託料との乖離があったというお話がまずございますけれども、この件に関して、今回の公募につきましては、現在の委託料を示したのみということになりますので、現在のサービスを行うためにはこれくらい必要だという提案がございました。

したがって、来年度、令和7年度に令和8年度以降の指定管理者を公募するに当たっては、これくらいの委託料を想定していると、上限額をしっかりと提示することが必要だというふうに考えております。そのためにも、債務負担行為というような形で予算額を議決いただいて、そう

いった中で、次の段階で競争原理を働かせて公募するような形でプロポーザル方式で提案していただくというようなことが必要であるというふうに考えております。

今回はそういう反省点がございまして、そういった人件費とか物価高騰、あるいはエネルギーの価格の高騰というような形で、事業者のほうで令和7年度についてはこれで受けますというようなことでもございましたので、そのような今後の方針の下で指定管理者の公募を行うことが必要であるというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

基本協定書の28条に、この指定管理の金額について触れたところがあるわけですよ。今、町の人口がどんどん減ってきている中で、一般交付金がどんどん下がっていくということはもう目に見えているわけですよ。そういう中で、エピカの指定管理料だけがどんどん上がっていくことは避けなければならない。これは誰の目から見てもはっきりしていることなのです。もっとも様々な住民サービスを提供する事業を展開してもらうことは極めて住民にとっては望ましいことではあるけれども、しかし一方で、そのことによって高齢化が進んでいく中での扶助費だとか、今度は十分に行き渡らなくなるというかな、かゆいところに手が届かなくなるというようなことがあってはならないわけですよ。やっぱり私はいつかこの議場で、木を見て森を見ない議論はやめようという話をした記憶があるのですが、そのことと同じだと思うのです。

皆さん、いろんなこと言いますが、私は資料の開示請求、出された資料を私なりに読ませていただきました。その中で感じていることがあるのですけれども、人件費や光熱水費の高騰が今回指定管理料を720万円引き上げた大きなものだ。なおかつ、その720万円引き上げたのは令和7年度限りだと言ったわけですよ、皆さんは、今ね。そうだとすれば、なおのこと令和8年度からの公募に当たってどうするのか。これも最後にお聞きしたいと思っておりますけれども。指定管理者としての適任かどうかという審査をした審査委員会の審査員の講評があるわけですよ。ところが、今日説明された中には、意図的かどうか分からないけれども、その審査員の大事な講評の部分が抜けているわけですよ。講評というか意見というか。それは後ほど触れます。

そこで伺いたいだけでも、今回開示された資料を見ますと、指定管理の第1期には支出計上されていない業務管理費526万円が計上されていますよね。これは多分、先ほどの次長の説明から察するに、第1期の指定管理の段階で本社が補填をした金額、200万円ちょっとですね。これを見込んだ金額だというふうに思うのですけれども、果たして、この業務管理費526万円というのは町として許される内容なのか。

なぜかといいますと、この526万円の経費の内訳は、シダックスの本社、支店、営業所維持費、担当者巡回経費となっているのではないですか。これは事業者側の一方的な都合によるもので、直接エピカの事業運営、先ほど皆さんが答弁された様々な住民サービスの質のいいもの提供、こういうものとは直接つながらないというふうに私は思うのですけれども。

そこでお伺いしたいのが、この業務管理費を指定管理委託料に転嫁するのは、さっき言ったよ

うに筋違いだと思えますけれども、運営委員会がこれを認定した理由、根拠というのは何ですか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

指定管理者委員会の私が委員長をしております。それで、この経過にもありますが、2回の運営委員会を開いて、1回目は庁舎内の管理職を構成とする委員会で最初の基準等を決めて、経過を踏まえた1者の指定管理についての協議を行って、その上でこうした経過も踏まえて、2回目には第三者委員会ということで、3名の外部委員の方を加えた委員会をしたと。

この間、8月末で公募を締めて、4か月間相手方と協議を続けてきたと。そういった状況もありますので、その中でいろいろこちらからも提案等、シダックス側との協議もかなり回数を重ねてきたと。そういった中でこの委員会でしたから、中身についてはいろいろやはり会社側も、本来は令和6年までのこれまでの流れも見るとはいいものが見ていないものがあったというふうなこととか様々、2割会社側では補填もしているわけですが、ここの部分については認めてくれというふうな形でできております。

ただ、当町のほうでも実際の人件費、光熱水費等々の上昇分については、これは見なければならぬというか、全体的にそういうことで1年間というふうなことになっているわけです。本来であれば、また令和8年から5年間の公募でやっていくべきところですが、最初に総務課長も話したように、公募を今度はしていくというふうなことで、この1年間だけはお願いしたいというふうな形になって、理解をいただいたところであります。

議長（高橋拓生君）

高橋議員からの質問は、本社の担当経費526万円の内容についてお聞きになっております。その辺についてご回答をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

これまで指定管理料については、民間であれば10%のサービス料というのが必要になってくる場所でありましたけれども、これまでの積算の中には設けていなかったわけですが、これは本来必要だというふうな相手方の主張がありまして、今回はこれを入れた形で認めたものでございます。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

いつもそうなのですけれども、私の聞き方が悪いのかどうか。私が求めているようなお答えにはなっていないのですが。

10%でも15%でもいいですよ。少なくとも、開示された資料を見る限りは、町としてもこの業務管理費の当初出された862万4,000円、これについては、何だこれはという思いを持ったと思うのですよ、これ記録を見る限りでは。そのために算定根拠が知りたいと、こういうふうに求めたわけでしょう。

私が聞きたいのは、10%だ15%だという話ではなくて、本社やこの業務管理費の使途が、経費の内訳が本社や支店、営業所維持費、担当者巡回経費というふうになっていることと、エピカの事業運営とどのような関わりがあるのですか。このことを審査委員会でどのように審議されたのですかと伺ったわけです。

議 長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

先ほど10%というのは、民間業者のサービス料というふうなことで話をしたわけですが、これまでも令和4年度、令和5年度の実績の中にもこの部分については入っております。

ただ、今回こういった形でこの資料では出てきておりませんが、その10%のサービス料というふうな形の部分について、この表現としては本社、支店、営業維持費というふうなことで理解をしておりました。相手方のほうもこれが通常であるというふうなことでしたし、令和4年度、令和5年度のその実績の中にもそういったものが資料として出されておりましたので、そういう理解でこちらでは判断したところです。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

先ほど来聞いていますと、当初予定の税抜き5,000万円の指定管理料、これが今回720万円増えるのですけれども、その理由は人件費と物価上昇分だと、こういうふうに言っているわけですよ。この業務管理費526万円ですよね。これに物価上昇見合い分を合算すると、全く偶然の一致だと思ってしまうのですが、今回値上げをする720万円に限りなく近づくのです。第1期の指定管理期間における公表されている食料品を除く物価上昇率、これは令和4年度は3%、令和5年度は3.1%、令和6年度はまだ公表されていませんけれども、2%程度というふうに言われています。

これも開示された資料によれば、令和5年と令和4年のエピカの運營業務費の平均は税込みで5,865万8,000円余りですよね。ところが、720万円今回増額しようとしている金額は、事業計画書で示している指定管理料、税込み5,646万7,000円の12.8%なのです。今紹介した物価上昇率のとんでもない金額なのです。

そこで、今お話をした令和4年、令和5年、令和6年の3年の物価上昇率の一番高い年度、令

和5年の3.1%で試算をしてみますと、物価上昇率見合い分については181万円が妥当ではないかというのが私の導き出した合理的な金額なのです。

このことから見ていきますと、720万円増額をするという根拠に合理性がない、合理性に欠ける。そこでひとつ、ここは見解を求めますけれども、この720万円というのは令和7年度に限定した指定管理料、先ほど総務課長は令和7年度に限定したというふうに言いましたから、令和7年度に限定した指定管理料だということで、令和8年度以降にこのことは引き継がれないということが確認できるかどうか。

その上で、2つ目にお伺いするのは、今後の指定管理委託料の設定に当たって、これまた副町長述べていますけれども、合理的なあるべき姿、これをきちっと明確にする必要があると思うのですが、いかがですか。このことをやらなければ令和8年度から令和11年度の指定管理者を公募するというときの町として大きな損害を被るのではないですか。

令和6年3月6日のこの議会で、同僚議員から「今後、エピカの指定管理料が財政を圧迫する可能性が懸念される」と、こういう指摘をされて、教育長と総務課長が答えているわけですが、簡単に言えば、人件費を含めて行財政改革の一環としてしっかり取り組んでいきますと。あるいは、当時令和6年度、次年度更新以降の指定管理料の在り方についてはきちっとしたものをつくり上げて公募したいと。こういう記録が残っているではないですか。

今の2つについてお答えください。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

今回、本来なら5年で指定管理を受ける予定であったものが1年ということで、確かに予定はしていなかったことであります。この指定管理料については、再三、相手方とは協議をしてここまで来た。この中で、もしかすると直営になるのではないかというふうな、そういうふうなことも視野には入れながら交渉してきたところであります。

そういうことで、令和8年度からにつきましては、当然公募によってよりよい指定管理者を選定するというところでありますし、今回、令和4年にオープンしてシダックスさんのほうには、審査員からの講評にも書いてありますけれども、かなり町民の間にも好評を得て、様々なサービスもしていただいていると。ただ、そういった経費の面で人件費の面、当初11名から17名というふうなこともありますし、当町が要求している要求水準書というのがありますけれども、それに基づくよりもさらに過大なサービスで当初こちらに提出してきたというふうなこともありますので、やはり財政規模といいますか、そういった状況、それから今までの実績等も踏まえて、最後まできちんと精査をして、令和8年度以降については納得のいくような要求水準書、それから金額を示しながら、最適な業者を選定するというふうなことで、さらにエピカを魅力的な施設にさせていただくよう、町としても努力してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

（「議長、答弁になっていない」の声あり）

議長（高橋拓生君）

あともう一つ、令和7年に限定した指定管理料かという質問もございますので、ご回答をお願いします。

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

令和7年度に限定した金額でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

記憶をひもといていきますと、このDBO方式で学習交流施設を運営していく指定管理者に対して、要求水準書で町が求めた事業については指定管理料の中で行っていただきますと。それはそのとおりなのです。指定管理者がこの要求水準書とは別に独自の事業を展開することによって、その会社の収益を上げることに町とすれば何ら制限を加わるものではないと。こういう扱いになっていますよね、このエピカのDBO方式を実施にめぐっては。

だから、ぶり返しの議論でやり取りするつもりはないのですけれども、職員が11名から17名に増えたことによって、その人件費見合い分が本社持ち出しで206万円か、出ていると。これはあくまでも指定管理者シダックス側の都合なわけですよ。その206万円を本社から持ち出しをしたくないのであれば、独自に要求水準書とは違う事業展開をして収益を上げる努力をすればいいのですよ。

そこでお伺いしますけれども、この基本協定書の中では、運營業務の実施状況の確認や経費の収支状況、これについて随時立入りをして町が調査することができるというふうになっていますよね。令和5年の第1回の運営委員会で200万円の赤字が出ている。それは町の責任ではないのですけれども、そのことに対して本社が補填をした分を今度は令和7年度に町に要求してきているのではないですか。そのように考えなければいけない。そうすると、町として指定管理の基本協定に基づいて、運営状況や経理状況についてなぜ立入調査をしなかったのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

基本協定の中に、やはりそういった業務報告書であったり事業報告書といったようなものを指定管理者のほうから提出いただくといったような形で、その内容につきまして教育委員会内でも確認はしてきたというようなところではございます。そういった中で、この業務の支出等の関係にはなりますが、特にも電気料などの高騰といったようなところもございますし、そういった中で、施設での対策等につきまして、これまで指定管理者と、どういったらコスト削減につながるか、いろいろ検討はしてきたというようなところではございます。今後どういった形でコスト削減ができるのか、なかなか実際的にはコスト削減にはなっていない状況ではございますが、そう

いったところをさらに指定管理者と今後も協議しながら、幾らでもコスト削減に向けた取り組みといったようなところで、今後さらに検討する必要があるものと考えてございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

今までの議論を繰り返していてもしょうがないので、前に進めたいと思うのですけれども、今、次長が言われたコスト削減に向けた取り組みについても、しっかり取り組んでいきたいということなのですが、これは町だけではなくて事業者そのものがそういうスタンスに立たないと実現できないものです。

そこで伺いたいのですが、一度不受理にしたこの事業者、その事業者に対して1年限定で指定管理をまた委託する。これは異常事態だと冒頭に私話をしましたけれども、1年間の限定であっても委託をさせる、なおかつ様々な課題があるということが今はっきり分かっているわけですよ。そうしたら、そうすれば、町は業務改善などについて事業者が取り組むべき課題というものをしっかり把握できているわけですよ、現時点で。把握できているわけですから、その課題を事業者に対してきちんと明示をするということが必要になってくるというふうに私は思います。

それで、では何を明示するのかということになるわけですが、今回の指定管理者選考中の講評、先ほど次長から説明がありました。その講評の内容です。それから、審査委員の審査意見、ここに書かれてありますけれども、大事なことが3つ書いてあります。この内容をきちんと指定管理者に具体化をさせるための手だて、このことが必要ではないかというふうに思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

審査委員会で様々な意見が出ていますけれども、特にも夜の結構遅い時間までやっていますので、その辺のところは必要なのか、見直すことも必要ではないかみたいな意見もあります。ただ、実際行ってみると、高校生とか結構利用されている。そういう実態もあります。人的な問題ですけども、この11名というのは令和元年につくったものでありまして、実際に運営を始めてみると様々な、これではとても足りないというふうなことで少しずつ補充して、あと休んだりいろいろありますから、そういった対応等も必要でシフトを組んでというふうなことで今の人数に至っております。オープンしてから3年で、いろいろな課題も見えてきておりますし、一方でかなり町民の皆さんには活用いただいて、本当になくってはならない存在にもなっておりますので、その辺は整理をしながら公募に向けて、あるいは相手方にこの1年間の中で提示をしながら、きちんと定期的な報告ですね。毎月報告をいただいて、そこで財政面の話もしていかなくちゃならないし、実際問題、エピカの施設については容易に利益を上げられるような施設ではありませんので、そういったことも踏まえながら、やはり情報を密にしながら1年間やる中で公募をする、していくと

いうふうなことに持っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋議員。

8番（高橋伸二君）

皆さん大分ご苦労されているというのは、今の答弁からも伺えるわけですが、私はそのことを聞いているのではなくて、例えば令和7年2月4日の指定管理者の選考結果に関する報告書の講評のこの中にも書いてあるのですけれども、そういうものをきちっと、たとえ令和7年度限定1年間であっても、シダックスに指定管理をさせるのであれば、そのことをシダックスが目的意識を持って実施するように。

端的にお伺いしますが、この3月には基本協定書を締結すると言っているわけでしょう、3月上旬に。その基本協定書締結に合わせて講評の中で示されている課題やその内容について、覚書を取り交わしする協定書とは別に、しっかりと指定管理者にその具体化を求めていくということをやる意思はありますか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先日、2月に開催されました選定委員会におきましても、やはり経費の削減といったご意見等もあったところではございます。今後協定を結ぶに当たりまして、コスト削減の観点からも、例えばですけれども、利用者の動向などを調査、分析しながら、平日等によっては利用者の少ない時間帯もございますので、電気をつけている時間帯を短縮させるといったようなところとか、物価であったり人件費が、まだ高騰しているといったような状況もございますので、やはりそういった形で、本当に適正な人員の配置がどうなのかといったようなところも再度検証しながら、効率的な運営による経費削減となるよう、指定管理者には示していく必要があるのではないかと考えてございます。

また、やはりその指定管理者における収入源といいますか、そういった収入の確保も必要ではないかといったようなところではございます。確かに現在も自主事業で、ある程度収益を得ながら実施はしているところではございますが、設定の価格が適正といいますか、どうなのかといったようなところもございますので、そういったところも改めて指定管理者にはその自主事業の実施等による自主事業の確保が図られるようといったようなところで促していきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩を取ります。

休憩 午前11時10分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

先ほど来、令和7年度限りでこの委託料を見ているというお話について、誤解を招くといけませんので、その辺をもう少し具体的にご説明申し上げますと、先ほど私、令和7年度中に公募するに当たっては、令和8年度の指定管理料について債務負担行為を起こして、それで上限額を示すということをお伝えしましたがけれども、この上限額というのは、あくまでもこれまでの委託料ではなくて、今回の6,400万円近くの額の債務負担行為を起こさせていただいて、それを上限としまして、つまり6,400万円以内の額を設定させていただいて、具体的に公募するに当たっては、先ほど、現在の指定管理者と教育委員会の中でこういったところが経費節減ができるのか、実態に合った形でのサービスの水準であるとか、そういった人件費ということですから、スタッフの配置の適正化とか、そういったことも踏まえて、改めて公募を行う際に上限額を示すということでございます。ですので、その辺の債務負担行為の考え方について誤解を招く可能性がありましたので、あらかじめここでお答えさせていただいた次第でございます。よろしく願いいたします。

（「覚書の要請をすることは考えていないのかという」「考えております」の声あり）

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

税込み6,400万円を上限とするということは、今回の6,300幾らでしたっけ、という金額から導き出したものだと思うのですが、先ほど総務課長の答弁は、720万円については令和7年度の委託料として現在のサービスを行うのに必要な委託料として町は受けたと。だから令和7年度だけなのですよと言ったのですが。だから、税込み6,300万円どうのこうのを聞いているのではなくて、そもそも私たちが説明を受けて議決をしてきたのは、30年間にわたって委託管理料は税抜き5,000万円ですということに議決をしてきたのだから。それを令和7年度、720万円増額をするというわけですよ。だから、それは令和7年度に限定すべきではないですかというふうに私はお聞きをした。それに対して総務課長が、720万円は令和7年度に現在のサービスを行うために必要な委託料として町として認めたものと言ったのだから。違いますか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、議員おっしゃられたとおり、そのように今回は事業者、指定管理事業者との間でそういうような形での合意を得た上での提案ということなんです。先ほど申した上限額ということの示す額に

についても、これは6,400万円ではなくて、これから精査をする中で教育委員会がまだその辺、まだ十分に先ほど来の、これまでのいわゆるモニタリングというか、調査、分析等が今後行われる中で、サービスの水準であるとか、これを現在のサービスを維持する中で、または民間の活力を得てほかのサービスも充実されるような、そういった方針を決定した中で、額はこの6,400万円をぐっと抑えるような形での設定額になろうかというふうに思います。

ただ、その考え方については、これから教育委員会事務局の中で十分協議をいただくということで考えてございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

どうも私の頭の中も混乱しているのですけれども、後で議事録をきちっと精査して見たいと思います。

結局、令和8年度以降、幾らにするかということについて私は求めているのではなくて、720万円今回増額するというのは令和7年度だけでしょうというのが、それはそのとおりですよ。そのことがはっきりしていないと、これから聞くことにも関わってくるものだから伺うのですけれども。

まずその前に、先ほどの教育次長の答弁で、私は基本協定締結に合わせていわゆる講評の中で出ている様々な課題を解決するためには、例えばの課題として、経営に関する提案が不足しているというようなことが講評に書いてあるわけです。そういうものをしっかりと具体化をさせるために、覚書のようなものをつくって指定管理業者にしっかりと取り組めというふうにさせたらどうですかと言ったら、そこには直接触れない答弁をされたので、そこで教育長にお伺いしたいのですけれども、私は必ずしも覚書を交わすことにこだわるものではないのです。やっぱり町がつくった講評、このことをしっかりと令和7年度の指定管理事業者に対して具体化を求めるための手だてというのは絶対必要だと思うのですが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今回の学習交流施設エピカの契約につきましては、これから5年間の契約ができなかったということ、議員指摘のとおり、やはりこれ大変な問題だったなというふうに個人的にも考えております。

そこで、今回いろんな単年度で契約するということになって、様々な形で選定委員会も開いたわけですが、その中で、同じことを繰り返さないというためにも、課題はしっかりと整理したほうがいいだろうというふうに思っております。その中で、例えば覚書という話が出ましたが、協議事項、このようなことがしっかりと協議されたという協議内容についてを明記して、そしてそれを先方のほうに提示するということは可能であると思います。

いずれ、そのような形で課題をしっかりと明確にして、来年度1年間はしっかりと先方にも自覚

を持って経営していただくという意味からも大切なことだと考えております。形として要望書になるか、協議事項の内容を箇条書にして改めて見ていただくという形になるかはこれから検討事項になると思いますけれども、いずれ大切なことですから、しっかりとそこは前向きに考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

質問を変えます。

今回の指定管理者の指定審査に当たった15名の審査委員の審査意見の中に、2月4日の報告書の講評の中に記述されていない、述べられていない重要な意見が記録をされています。それは、委託料の設定を明確にしないと。このことが審査に当たった委員の意見として記録されているわけです。指定管理者制度運営委員会では、この意見に対してどのような議論がなされたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

指定管理運営委員会の中での議論ということですが、個々の一つ一つの積算根拠、こういった資料は出ておりますけれども、議論の中では、これまでの実績あるいは今後の展開、そして今回1年間というふうな経過等の説明でありまして、細かい積算についての具体的な議論までは至っておりません。

ただ、議員ご指摘のとおり、理解できない点もあるというふうなところ。ただ、先ほど来申し上げておりますけれども、この4か月、公募してからここまで行き着くまでに、内部でかなりその積算については、再三協議をしてきたものでありますから、そういったことの説明の中で、今回はこの1年間で70点ちょっとということで基準をクリアしておりまして、今回は1年間お願いしたいというふうな結果になったものでございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

そうすると、指定管理基本協定の中で定めている「各事業年度の維持管理運営業務費等の額は別に定める」というふうにしているのですが、これは定めていないということですね。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

指定管理料につきましては、今後、基本協定のほかに年度協定といったようなものをこれから策定していくというふうなところもございまして、その中で金額の設定はしていきたいと考え

てございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

結局、定めていないから今後つくるということですよ、今の答弁は。

振り返ってみますと、この学習交流施設の財政を含めた事業計画をめぐっては、様々な議論の末に議会として整備事業費12億7,000万円、30年間の維持管理料16億9,400万円の計画を議決してきているわけですよ。議決をした議会の責任というのもあるわけですよ。そういう内容で議決を求めた執行側の道義的責任もあるわけですよ。

ですから、指定管理委託料をどのようにしていくのかということは、その基準を決めることを含めて、極めて大切な今回惹起してきた問題だというふうに思うのです。

私は、このまま720万円というのが独り歩きをしていくと、残り27年間の間に約2億円の支出増になるのですよ。財政がどんどん厳しくなっていく、潤沢ではない町の財政事情の中で。健康福祉交流館、温泉の二の舞にはいけないのですよ。そこのところまでしっかりと目を向けていかないと、町民温泉の二の舞になりますよ。

そこで、明確に答弁、さっきいただけませんでしたけれども、15人の審査員の意見にある、今後の指定管理委託料の設定に当たって、どのように基準を設けるかということは絶対避けて通れないと思うのですが、もう一度お答えください。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

この学習交流施設エピカにつきましては、DBO方式ということで平泉町でも初めての方式での事業ということで、令和元年に設定して30年というふうなことでの議決をいただいているというふうなことであります。

ただ、やはりコロナ以降、様々な要因でそういった物価高騰もあったり、やはり状況は30年間同じというわけにはいけないというのをご理解はいただけるものと思っておりますが、そうしたことを踏まえて、令和8年度から公募につきましては改めて、やはり事業の積算というのは非常に大事なものでありますから、再度、この公募に当たっても分かりやすい内容、誰が見ても理解できるような収支、そういったものを提示いただきながら、そして、さらにはきちんと毎月状況が分かるような資料も頂くようなことをしていきながら、適正な形でこのエピカを運営していければというふうに思っております。財政的にいろいろ心配なところはあるわけですが、そういったきちんとした説明のつくような形で、見える化をしていきながら対応してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

誤解をされるといけないのではっきりさせておきますが、私はこの学習交流施設の事業計画に示された管理委託料5,640万円でしたか、これを絶対変えてはいけないということを強弁するものではありません。言われていますように、人件費の推移や物価上昇に見合う是正というのは必要になってくるというふうに思います。

ただ、その管理料、委託料を変更するのは任意であってはならない。あるいは指定管理者側の都合によるものであってはならない。誰が見ても今、副町長お話しになられたように、公平公正に判断できる、例えば最低賃金の引上げ率を参考にする、あるいは食費を除く物価上昇率を参考にし、それに見合う指定管理料の増額をする。そういうものをしっかりとつくり上げていただきたいということを求めているのであります。

そのことをしなければ、このDBO方式というのはまさに冒頭では破綻に近づいているというふうに言いましたけれども、破綻することは明らかなのです。そして、健康福祉交流館と同じように、どんどんつぎ込みをしなきゃなくなってくるというふうに思います。

最後に2つほどお伺いしたいのですが、先ほど、副町長の答弁で、今回の指定管理者を決めるに当たって、町が直営で運営することも検討されたというふうな話も聞いたのですが、提供された資料を見る限り、直営で事業運営した場合、6,200万円から6,300万円経費がかかるということではないですか。そうすると、令和7年度の指定管理委託料の6,380万円でしたっけ、それと遜色ないではないですか。

このことから見ても、既にDBO方式は破綻をすることは目に見えているというふうに言っても差し支えないと思うのですが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

る今協議していただいているところでありますけれども、要するに、例えば6,300万円で、例えばDBO方式を使わないでやれば金額的にはそうかもしれま……端的に。しかし、今回このことをDBO方式というのは、町にとっても最初でありますし、近隣でも大分、今いろんなのがDBO方式でやられている部分というのがありますけれども、そして、今回新たに3年間でさらに5年という公募をしながら、今回担当、そして副町長を会長とする、そういった中でもいろんなことを議論し、そして指定管理をしている業者ともいろんな部分でやり取りさせていただきました。まさしく先ほどの答弁にもありました4か月、これではもっとこうなのでないかと、この部分はもっとこうでないかといろんな細部にわたって議論をしていただきました。その中で、やはり今回、もっとこういうところを町としても担当としても、もっとここをやっぱり絞りながらやらねばないこととか、いろいろ出てきているのも事実であります。

しかし、いろんな事業を展開していただく中で、金額的に民間でやったほうが変わらないのではないかという、町でやったほうが、そのほうがいいのではないかという、これはまた別個な話であります。つまり、その業者にお願いしているからこそ、いろんな事業を展開しながら、別のこ

ともやれてきたのが事実であります。それも今までのその3年間の中で大変自助努力をしていただいた分もかなりあります。それが地元もです、今近隣の市、町からもエピカに訪れていただいております。まさしく交流拠点としてやっていただいているというのは、確かにこの3年間のことについては大変評価をしているということは、今回の議決をお願いしている業者にもしっかりそのことは伝えて、さてこれからのことだということで取り組んでいただいたのも事実でありますから、そういった意味では、限られた財政の中で、予算の中で、委託料の中で、やっぱりしっかりと今後も取り組んでいただくためには、さらに、やはり今まで締結した部分もしっかり今回の中で、担当もいろいろと熟慮して向き合ってきたわけですから、これは今後かなり活かされていくものというふうに思っております。

特に、今議決を求めているこの1年間については、さらに今までやってきた協議の中で、ここまでやっていただいたということは、やはりお互いに、町とそして当事者としてしっかりとその辺が議論できてきたというふうに思っております。

ただ、1年間ではありますけれども、当然、引き続き、手を挙げていただけたと思いますし、また、いただけるように私たちもいろいろと努力はしていかななくてはならないし、もう一つはやっぱり他の業者も参戦してくるというふうに、そういった部分でも1者ということではなく、そういった複数のそうした業者もこのエピカの運営については興味を示していただけるような、また町としてもしっかりとその辺は対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

最後です。

結局、今町長言われたことを含めて、学習交流施設エピカを存続していくということを念頭に置いて考えた場合に、きちんとした指定管理料の基準というのを設けていかないと、また今日のような議論をせざるを得なくなってくるということだと思います。

それは、やっぱりさっきも言いましたように、物価水準の変動動向をしっかりと見るということと、それから、町と指定管理者双方が制約を受ける基本協定書28条、ここに定めている町の予算の範囲内で、かつ町民が納得できる内容のものを指定管理委託料の基準としてつくっていくということを今日のこの中で確認をさせていただきたいというふうに思いますが、最後の質問です。いかがでしょう。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

いずれ、今、議員おっしゃるとおり、その後、物価高騰、様々な高騰をしているというのは議員、皆さんがご承知のとおりであります。しかし、町としても限られた予算、財政の中で、やはり最大の効果を生むというのはシダックスさんとのこの協定も当然その一つであります。

そういった意味では、さらにサービス低下を招かないことが、さらに今回の施設の運営は大変今後大事なところだというふうに思っていますので、時代をある意味では感じながら、新たな町をやっぱり町民とみんなと創造していくためには、若干のそうした部分は、予算的に上げる部分とか、今後も町民に対し、また議会に対してもしっかりと説明をしながら、また判断をいただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山です。

今、高橋伸二議員が微に入りそれこそ細に入り申して、私のほうからは、先のことも含めてなのですけれども、まずは1つ、さっき答弁の中にもありましたが、今回のこの課題考える上で、町民の評価といいますか、大変喜ばれているという点で、これはこれでよかったというふうに思うわけですね。必要な施設ですしね。

もう一つは、やっぱりこのシダックス大新東ヒューマンさんが指定管理者としてどうなのかということで、その中には指定管理料の問題とか、運営上の課題とかも話されました。

そこで、2つほどです、私からは。

1つは、もちろん働く人の労働条件の問題というふうに私は考えたわけでした。それで1つ、先ほど出たところに関連して、業務管理費の問題です。その15%、10%になったということなのですが、これは別に言わば不当ではなくて通常の数字だというふうに私は理解していましたが、通常この辺なんかで当然もうけの分というのを入れるわけですから、5%ぐらいでこの辺の業者などは入っていたりするということなのですよ。そういう点では、まだ高いのかなというふうに思ったわけですね。

これは、今日は議案として出ているわけですからいろいろ議論をしてほしいなと思いますし、実は今シダックスさん、非常に成長著しい企業さんで、純利益が2018年が2億7,300何ほど、36期と言いましたから、2024年は11億3,700万円ということで、前年度23年より25.36%上がったと。大変立派な企業でありますというか、このもうけているのが悪いとかということではないのです。

この会社では、380自治体、全国、運営実績により確立された安定運営のノウハウというふうなうたっていました。そういう点では、今ずっと午前中、議論ある中で、やはり努力というのか、いろんな経費上の問題点もありますけれども、こういったところ、まだまだこの協議というのか、し尽くされていない部分というのはお互いにあったのではないかなと思うのですが、そういう点について、このノウハウを生かしてもらおうという点での協議というのか、そういったのは詰められているのかというのを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

シダックスさんにおきましては、三枚山議員おっしゃられたとおり、全国各地での受諾実績を多く有しているといったような状況でございます。

先ほど来ご説明申し上げているとおり、令和7年3月31日をもって第1期目の指定管理が満了となるということで、今後5年間の公募したところ、シダックスさんが1者のみといったようなところで、金額的にまず折り合いがつかないといったようなところで、これまで12月の中旬までずっと検討してきたというようなところでございます。

その中で、先ほどの業務管理費に関しましても、当初15%といった会社の方針というようなところではございますが、これまで協議してきた中で、平泉町のこれまでの実績といったようなところと、今後も平泉町での指定管理者として今後も事業を展開していきたいというようなところから、先ほどの業務管理費につきましても、協議を進めていく上で、10%に下がったというようなところもございます。また、全国の受託実績で培った全国的なノウハウもございますので、そういったことにつきましては、平泉町のニーズに合ったような形で事業を展開していきたいというふうなところで、これまでいろいろと協議もしてきたというようなところでございます。今回1年間だけというようなところではございますが、平泉ならではの事業も展開したいというような提案もございます。来年度につきましてはシダックスさんのほうにお願いしたいというようなところで、今回このような形で議案として提案したということでございます。いずれにいたしましても、これまでの協議の中で、いろいろと協議してきたところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

この管理業務費の中に当初のシダックスさんからは電子図書のところもあって、これは要求水準にないので提案をしないようにというふうに委託されていまして。いずれ、身の丈に合ったというか、一関市立図書館とか、図書館関係でいえば近隣と連携というのもあったりするわけですから、そういった点ではそういったところも考えながら議論をし、協議をしていくことが必要だと思えます。

それでもう一点、最後なのですけれども、働く人というのを話しましたが、いわゆる人件費に当たる部分というのを見ると、図書館は7名ということで、単純に令和7年度、1,200万円で割ると180万円ほどということで、随分安いのだなと率直に思いました。

それで、今後のことなのですけれども、いずれ、今後こういう形が古いのかどうかは分かりませんが、私はあまりよしとしないわけなのですけれども、公契約条例とか多分ないと思うのです、平泉は。岩手県花巻、北上だったり、こういったところをちゃんとやる必要があるのではないかな、つくる必要があるのではないかなということと、さっき物価の問題も議論になっていきましたが、岩手県、例えば賃金の悪化の問題では、スライド制の引き上げたり、ちゃんと2年目は協議してやるというような決めているようです。

こういったことも、やっぱり働く人の立場から権利を守るという点では、そういったことも検討していく必要が今後あるのではないかということについて考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、スライド方式のお話、議員がされましたけれども、やはり指定管理委託料につきましても、基本となる委託料の中で人件費であったり、そういったものについては当然社会情勢に合わせてスライド方式というのは当然取り入れていくということで、教育委員会サイドのほうでも検討をこれから行うということでございますし、あと、先ほどの公契約条例の関係につきましては、この時代に対応した中で、平泉町も他市町村の動向を確認しながら、注視しながら、そういう必要な対応を研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

議案第3号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第10号）の担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第3号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第10号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書6ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額

で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

17款寄附金、1項寄附金4,000万円。これはふるさと応援寄附金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金1,302万9,000円。これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額5,302万9,000円でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費5,302万9,000円。これには、ふるさと応援寄附基金積立金4,000万円が含まれております。

歳出合計補正額5,302万9,000円でございます。

次に、8ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正でございます。

追加でございます。事項は農業近代化資金利子補給でございます。

期間は令和7年度から令和13年度まで、限度額は貸付元金1,445万円に対する利子補給、年利0.5%、27万9,000円以内の額でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和7年平泉町議会定例会2月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時58分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 三枚山 光 裕